

WITH・コロナ事前避難促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、災害時において、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難指示等が発令された際に、避難者の安全確保と避難所の3密回避を図るため、市町村が実施する、避難者が避難所として宿泊施設を利用するために要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「災害」とは、大雨、台風に起因する事象をいう。
- (2)「宿泊施設」とは、徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合及び一般社団法人日本旅館協会徳島県支部に加盟する施設若しくは事前に市町村が協定等により避難所としての利用の合意を得ている施設をいう。

(補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象者、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額については、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象事業に要する経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第3条の補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日以内までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）をもって、交付申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、補助事業者に対しては、規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、第6条の規定により補助金の交付決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) その他知事が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金調書等)

第9条 規則第16条の補助金調書は、様式第3号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に際し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年5月1日から施行し、同日から同年11月30日までの宿泊施設の利用に係る費用について適用する。

別表

補助対象者等	補助率	補助限度額
<p>○補助対象者</p> <p>(1) 居住要件 徳島県内で、次のいずれかの区域に居住している者</p> <p>①土砂災害警戒区域 ②洪水浸水想定区域 ③高潮浸水想定区域</p> <p>(2) 属性要件 次のいずれかに該当する者（要配慮者）と、その介助者として付き添う者（要配慮者1人に対して1人とする。）</p> <p>①要介護認定3から5のいずれかの認定を受けている者 ②身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 ③療育手帳Aを所持する者 ④妊産婦及び乳幼児（満1歳未満の子をいう。） ⑤その他知事が認める者</p> <p>○補助対象経費 宿泊費（室料のみ（サービス料・消費税込）） ※食事に関する経費及び宿泊施設への移送に要する経費は含まない。 ※避難者1人1泊ごと、補助対象経費に補助率を乗じる。（百円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>○補助対象期間 令和4年5月1日から同年11月30日までの台風及び大雨を対象として、警戒レベル3以上の避難情報が発令された期間</p>	<p>1 / 2</p>	<p>避難者1人1泊 2,500円</p>

様式第1号（第5条関係）

番 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地
補助事業者の名称及び代表者氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 W I T H ・ コ ロ ナ 事 前 避 難 促 進 事 業

- 2 交付申請額 金 円

- 3 関係書類
 - (1) 宿泊実績報告書（別紙1）
 - (2) 宿泊施設利用者が市（町村）長に提出した申請書類一式の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類

- 4 担当者の所属，職氏名及び連絡先
 - 所属 職氏名 連絡先

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日
番 号

市町村長 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門 印

WITH・コロナ事前避難促進事業補助金の交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 号で申請のありましたWITH・コロナ事前避難促進事業補助金については、WITH・コロナ事前避難促進事業補助金交付要綱第6条並びに徳島県補助金交付規則第4条及び第12条の規定により、次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定しました。

補助金の交付決定及び確定額 金 円

WITH・コロナ事前避難促進事業補助金調書

県			市 町 村 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	翌年度繰越額	うち補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備考

- 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。